

諮問庁：環境大臣

諮問日：平成29年12月6日（平成29年（行情）諮問第473号）

答申日：平成30年5月28日（平成30年度（行情）答申第75号）

事件名：特定法人の産業廃棄物処理業の許可取消しに係る自治体からの疑義照会に関する文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙の3に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月4日付け環循規発第1708041号により環境大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、保有しているはずの文書を公開していないので、非公開になっている文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。

(1) 本件公開請求は開示文書として、数点の電子メールのみを公開した。

開示された電子メールの内に、許可取消しに関する相談をするような記載があるにもかかわらず、意思決定に関わるような書類が開示されていない。

そこで、2017/08/17大臣官房総務課情報公開閲覧室の特定職員に架電の上、開示を失念した書類がないか確認したところ、担当課へ確認の上でそのような書類はないので審査請求するほかないと説明を受けた。

(2) 自治体からの文書照会に対して回答するのに、部署内において意思決定に関係する書類がないとは考えられない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案概要

- (1) 審査請求人は、法に基づき、処分庁に対し、平成29年7月4日付けで「特定地番特定法人の産業廃棄物処理業の許可取消に係る書類のうち自治体からの疑義照会に係る書類全て」（本件請求文書）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月5日付けでこれを受理した。
- (2) 本件開示請求に対し、処分庁は、平成29年8月4日付けで審査請求人に対し、行政文書の一部を開示する旨の決定通知（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、平成29年9月5日付けで諮問庁に対して、原処分について、「保有しているはずの文書を開示していない」という趣旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月7日付けでこれを受理した。
- (4) 諮問庁は、本件審査請求について検討を行ったが、原処分を維持するのが相当と判断し、諮問庁において本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその考え方

処分庁に存在している行政文書である「執行猶予と許可取消しの事案について」と題する電子メール（文書1。以下、第3において「本件メール」という。）及び「執行猶予期間中に欠格要件に基礎づける事実があり、執行猶予期間満了後に許可を取り消す場合について」と題する書面（文書2）のうち内線番号を除く部分について開示決定を行ったものである。なお、内線番号は、法5条6号柱書きの不開示理由に該当すると判断されたことにより、不開示としたものである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分の取消しを求めているので、その主張について検討する。

審査請求人は、原処分に係る行政文書以外の地方公共団体職員からの疑義照会に対する回答についての意思決定に関する文書は、本件メールにおいて、本件メールの送り先の環境省職員に当該疑義照会について相談をする旨の記載が存在しているのであるから、必ず作成・取得されているはずであると主張する。

環境省では、環境省行政文書管理規則（平成23年環境省訓令第3号）別表第1（行政文書の保存期間基準）に基づき、文書管理者が標準文書保存期間基準を定めることとされている。環境省の所掌のうち、産業廃棄物の処理に関するものを担当する産業廃棄物課（本件開示請求受理当時。現・環境再生・資源循環局廃棄物規制課。以下同じ。）においては、文書管理者である産業廃棄物課長（本件開示請求受理当時。現・環境再生・資源循環局廃棄物規制課長。）が、所管行政文書に係る標準文書保存期間基準を定めている。ここでは、事項について各々、保存期間等を規定してい

るが、疑義照会対応業務については、文書を作成するものとされていない。

産業廃棄物課においては、疑義照会を受けた環境省職員がその場で回答できる場合はその場で回答する運用となっており、当該環境省職員が他の職員に相談をすべきと判断するような場合においても、口頭で他の職員に相談し、口頭で当該疑義照会の回答を地方公共団体職員に伝えるのが通常であるところ、今回は、疑義照会を受けた環境省職員（以下「本件職員」という。）が、事案の整理のために例外的に書面を作り、本件メールにより相談のための時間をとってほしい旨を他の環境省職員に伝えたにすぎないから、審査請求人が主張する、地方公共団体職員からの疑義照会に対する回答についての意思決定に関する文書は、当然に作成を要するものではない。本件においても、本件メールに記載された相談が口頭で実施され、その後、口頭で本件職員が疑義照会の回答を地方公共団体職員に伝えたため、当該文書は、作成されていない。

4 結論

以上のとおり、審査請求人の主張について検討した結果、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求に係る処分庁の決定は妥当であり、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年12月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 平成30年4月25日 | 審議 |
| ⑤ | 同年5月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その一部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件請求文書に該当する他の文書の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。
- ア 本件開示請求は、特定地番に所在する特定法人の産業廃棄物処理業の許可取消しに関する書類のうち、地方公共団体から環境省に対する疑義照会に関する書類全ての開示を求めるものである。

イ 本件対象文書は、本件職員が作成した、特定法人の産業廃棄物処理業の許可取消しに係る地方公共団体から環境省に対する疑義照会に関する電子メール等であり、具体的には、①「執行猶予と許可取消しの事案について」と題する電子メール（文書1）及び②「執行猶予期間中に欠格要件に基礎づける事実があり、執行猶予期間満了後に許可を取り消す場合について」と題する書面（文書2）である。

ウ 本件に係る地方公共団体からの疑義照会は、特定法人の産業廃棄物処理業の許可取消しに関するものであるところ、当該事務は、地方自治法に規定する法定受託事務であり、都道府県知事又は政令市長が行うこととされている。産業廃棄物課においては、法定受託事務に関する地方公共団体からの疑義照会については、随時、技術的助言や情報提供の一環として、電話や電子メール等により受け付けているところ、その回答は一般的に口頭により行っている。

審査請求人は、疑義照会に対する回答に当たり、部署内における意思決定に関する書類が作成されているはずである旨主張しているが、法定受託事務に係る疑義照会に対する地方公共団体への回答に当たっては、一般的に関係法令集や制度の解説本等の資料を参照すれば足りるものであり、本件に限らず、通常、意思決定に関する文書の作成は要しない。

エ 本件については、本件職員が、特定地方公共団体から受けた疑義照会に対する回答を行うに当たって、事案の内容を整理した書面（文書2）を例外的に作成し、当該書面を添付した電子メール（文書1）を課内関係者に送信した上で、当該関係者に相談をしたものにすぎず、その回答に当たっても意思決定に関する文書は作成されていない。

オ 原処分に当たり、廃棄物規制課（原処分時。旧・産業廃棄物課。）の事務室内及び担当者のパソコンの電子メール履歴内の探索を実施したところ、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認されなかった。今般、念のため、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するような文書がないか同課内において改めて文書の探索を実施したところ、本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していることが確認された。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア まず、諮問庁から、産業廃棄物課の標準文書保存期間基準の提示を受け、当審査会において確認したところ、その内容は諮問庁の説明（上記第3の3）のとおりであると認められ、本件請求文書に関し、意思決定に関する文書を作成する義務は認められない。

イ 諮問庁は、法定受託事務に係る地方公共団体からの疑義照会に対する回答の方法について、上記（1）ウのとおり説明するところ、疑義

照会を受けた国の行政機関が当該回答を行う手続として、部署内における意思決定に関する文書を作成せずに口頭で回答することに、不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

ウ 当審査会において、本件開示実施文書（文書1及び文書2）を確認したところ、その記載内容からして、諮問庁の上記（1）エの説明のとおりであると認められる。

エ 諮問庁は、念のため実施した文書の探索（上記（1）オ）において、本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していることが確認された旨説明する。当審査会において、諮問庁から当該文書の写しの提示を受けて確認したところ、その記載内容からして、当該文書は本件請求文書に該当する文書であると認められる。

オ 以上によれば、環境省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これをも特定し、開示・不開示を判断の上、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、環境省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第4部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙

1 本件請求文書

特定地番特定法人の産業廃棄物処理業の許可取消に関する書類のうち自治体からの疑義照会に関する書類全て

2 本件対象文書

文書1 執行猶予と許可取消しの事案について

文書2 執行猶予期間中に欠格要件を基礎づける事実があり、執行猶予期間満了後に許可を取り消す場合について

3 改めて開示決定等をすべき文書

特定地方公共団体の特定法人に対する産廃収集運搬許可取消処分について